|  |
| --- |
| 平成２７年　第１２回　国頭村農業委員会総会 |
| 招集年月日 | 平成２７年１２月２４日（木）　　午後　３時００分 |
| 招集場所 | 　国頭村民ふれあいセンター　２階ホール |
| 開会時間 | 平成２７年１２月２４日　　午後　３時００分 |
| 閉会時間 | 平成２７年１２月２４日　　午後　３時５７分 |
| 出席　７名欠席　２名 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 | 議席 | 氏　　　名 | 出席 |
| １ | 宮城　由知 | ○ | ９ | 上地　和雄 | ○ |
| ２ | 親川　登 | ○ | １０ | 宮城　弘 | ○ |
| ３ | 山城　勇 | × |  |  |  |
| ４ | 宮城　久宜 | ○ |  |  |  |
| ５ | 大西　浩健 | 辞任 |  |  |  |
| ６ | 新城　正彦 | ○ |  |  |  |
| ７ | 比嘉　美榮子 | × |  | 　　　　 |  |
| ８ | 上原　耕造 | ○ |  |  |  |
| 議事録署名委員 | 議 　長　　　宮　城　　　弘 |
| ６番委員　　新城　正彦 | ８番委員　　上原　耕造 |
| 職務のために出席した者の氏名 | 　　　 |
| 　局長：大田　孝佳　　　農地主事：小橋川　安弘　　　 主事：比嘉　誉 |
| その他の出席者 | 　 |
|  |

【議事日程】

　日程第１：会議録署名委員の指名

　日程第２：会期の決定

　日程第３：諸般の報告

　日程第４：農地法第３条の規定による許可決定について

日程第５：農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画について

　日程第６：現況証明願の許可決定について

　日程第７：非農地証明願の許可決定について

　日程第８：農地法第１８条第６項の規定による解約申し入れについて

「　農業委員懸賞の読み上げ　」

議　長：皆さんこんにちは。

ただいまから､平成２７年　第１２回　国頭村農業委員会総会を開会致します｡

本日は７名出席でありますが、総会は成立しております。議事日程は、お手元に配

布しておりますので、ご確認ください。

始めに国頭村農業委員会、会議規則13条の規定による会議録署名委員ですが、議長

から指名させていただくことに異議ありませんか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：本日の会議録署名委員は６番、新城正彦　委員と８番、上原耕造　委員のお二人を指名致します｡　書記には事務局職員の比嘉を指名致します。

　　　　次に会期の決定についてですが、本日平成27年12月24日の決定で宜しいでしょうか。

各委員： (「異議なし」の声あり)

議　長：異議が無いようなので、本日の日付で会期の決定をいたします。

　　　　続いて諸般の報告をいたします。

　　　　１１月２６日　第１１回定例総会へ出席

　　　　　　　　　　　総会前に佐手の現地確認を行った

　　　　　　　　　　　総会後三村農業委員会交流会へ出席

　　　　１１月３０日　農地相談

　　　　１２月１５日　農地相談

これで報告を終わります。

議　長：それでは議事に入ります。

始めに、議案第1号、整理番号1農地法第3条の規定による許可決定につい

てを事務局より説明お願いします

事務局：整理番号１

譲受人　国頭村字奥▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

譲渡人　宜野湾市以下不詳　●●●●（亡）　相続財産管理人●●●●

申請農地　奥新田原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積60㎡、所有権移転

果樹を予定しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

６　番：譲受人は、下限面積も満たしており、本人も何名か雇って雇用も発生すると聞いてお

りますので、私の方はいいのではないかと思っております。以上です。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号１については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　同じく整理番号２から５について、事務局よりお願いします。

事務局：整理番号２

譲受人　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字宇良▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　比地長尾▲▲▲―▲

台帳地目　畑　現況地目　原野、面積3,512㎡、所有権移転

整理番号３

譲受人　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字宇良▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　奥間大謝原▲▲▲▲―▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積261㎡、所有権移転

整理番号４

譲受人　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字宇良▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　奥間大謝原▲▲▲▲―▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積369㎡、所有権移転

整理番号５

譲受人　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字宇良▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　奥間大謝原▲▲▲▲―▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積232㎡、所有権移転

新規就農で果樹、野菜を予定しています。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

１０番：整理番号２に対しては、２番委員の担当でありますが整理番号３から５とともに事務

局と現地確認へ行って参りましたので、説明致します。整理番号２は、譲受人の旦那

さんが耕作しておりましたが、亡くなられた関係で今は遊休化した所でありまが、申

請通り整えをかけたらすぐに果樹が出来る様な畑であります。

整理番号３・４・５については、先ほどの事務局からもありました通り野菜を全面作

付けされております。そう言う事でありますので、一つよろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

８　番：息子さんも居て後継者等、全然問題はないと思います。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号２から５について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号２から５については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　同じく整理番号６，７について、事務局よりお願いします。

整理番号６

借り手　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　農事組合法人●●●●

貸し手　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

申請農地　謝敷智津気原▲▲▲▲―▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積3,192㎡、賃借権　契約期間10年

整理番号７

借り手　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　農事組合法人●●●●

貸し手　国頭村字奥間▲▲▲番地▲　●●●●　■■歳

申請農地　謝敷智津気原▲▲▲▲―▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積3,192㎡、賃借権　契約期間10年

いずれも、規模拡大で借り手の法人代表者は、今回の契約前に耕作していた方で、

所有者の息子になります。息子の方が法人を立ち上げたため、個人ではなく法人

で契約変更しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

８　番：担当から説明致します。皆さんがよく知っています通り借り手の方は、認定農業者で

　　　　若者の中心的人物であります。非常に頑張っております。また、こちらの観葉団地は、

４名入職した訳ですけれども、今それぞれが各棟ずつ持っていますが、この７棟全部

を使っているのは、●●親子だけです。また、ここだけではなくて奥間などの観葉団

地でも育てている訳ですが、すべて１００％立派に管理されて頑張っております。で

すから、この借り手に関しては、何も申し上げる事はありません。立派に頑張ってお

ります。よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

２　番：農事組合法人の●●●は、法人として●●●さんも当然入ってますよね。今、個人に

　　　　貸していたものから法人の方に契約するという事ですか。●●●さんも構成員ですよね。

事務局：そうですね。●●●さんを含む３名が役員となっており、個人から法人との契約となっています。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号６，７について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号６，７については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　同じく整理番号８から１２について、事務局よりお願いします。

事務局：整理番号８

譲受人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺野喜内原▲▲▲

台帳地目　畑　現況地目　原野、面積1,360㎡、所有権移転

整理番号９

譲受人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺野喜大川山▲▲▲▲―▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積4,849㎡、所有権移転

整理番号１０

譲受人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺野喜大川山▲▲▲▲―▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,606㎡、所有権移転

整理番号１１

譲受人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺野喜大川山▲▲▲▲―▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積1,898㎡、所有権移転

整理番号１２

譲受人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

譲渡人　国頭村字辺野喜▲▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　辺野喜大川山▲▲▲▲―▲▲

台帳地目　畑　現況地目　畑、面積7,512㎡、所有権移転

規模拡大で果樹を予定しています

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

８　番：今日は、担当の３番委員が欠席しておりますので、私が代わりに説明致します。去っ

　　　　た１２月１５日に、主事と３番委員と一緒に現地確認へ行きました。こちらは、親子

　　　　関係の贈与となっています。譲受人は、３０年以上消防で頑張ってこられて最近退職

されて、現在は農業で頑張っております。整理番号１２だけが山林となっております

けれども、以前ここは完全な山林ではなくてコーヒーと温州みかんが少し植えられて

いました。退職したばかりで、こちらはまだあまり手入れはされてはいませんでした

が、一部を畑として耕作しており将来はシークヮサーなどの果樹を植える予定だそう

なので期待をかけています。整理番号８から１１は、果樹や野菜などを立派に管理さ

れています。以上です。よろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

９　番：面積も大きい中、後継者も居る事は大変良い事だと思います。原案に異議はありません。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：休憩を取ります。

～休憩～

～再開～

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第１号、整理番号８から１２について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第１号、整理番号８から１２については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　続いて議案第2号、整理番号１農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号１

借り手　国頭村字辺土名▲▲▲番地　●●●●　■■歳

貸し手　国頭村字辺土名▲▲番地　●●●●　■■歳

申請農地　奥間前原▲▲▲▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積2,169㎡、賃借権、5年契約

規模拡大で野菜を予定しております。

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

１０　番：借り手の方は、模範的な農業をされていますね。いろんなハウスなども一生懸命や

　　　　　っております。整理番号１は、以前サトウキビが生えていましたが、サトウキビの

収穫後に耕作放棄地となっておりました。トラクターですぐ整地できるくらいの草

だけですので、作物は野菜を計画しております。こちらをそのままにしておくと、

大きな放棄地となってしまいますので、一つよろしくお願いします。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号１については、原案のとおり決定いたしました。

同じく整理番号２から４について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号２

借り手　国頭村字佐手▲▲▲番地▲▲　●●●●　■■歳

貸し手　浦添市仲間▲丁目▲▲番▲号　●●●●（亡）　●●●●　■■歳

申請農地　辺土名門口原▲▲▲▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積989㎡、賃借権、5年契約

整理番号３

借り手　国頭村字佐手▲▲▲番地▲▲　●●●●　■■歳

貸し手　浦添市仲間▲丁目▲▲番▲号　●●●●（亡）　●●●●　■■歳

申請農地　辺土名門口原▲▲▲▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積989㎡、賃借権、5年契約

整理番号４

借り手　国頭村字佐手▲▲▲番地▲▲　●●●●　■■歳

貸し手　浦添市仲間▲丁目▲▲番▲号　●●●●（亡）　●●●●　■■歳

申請農地　辺土名門口原▲▲▲▲

台帳地目　田　現況地目　畑、面積989㎡、賃借権、5年契約

新規就農でマンゴーを予定しております

議　長：事務局より説明が終わりましたが、補足、質疑等はございませんか。

１　番：去った２１日に事務局職員と３名で現地確認へ行きました。この土地については、８

　　　　番委員が前にも斡旋してハウスでマンゴーを作っている所であります。この新たな３

　　　　ヶ所については、現在サトウキビが入っていますがほとんど放棄の状態ですので、や

はり一生懸命マンゴーをやっている方にそこを使って頂きたいなと担当としての思

いもあります。こちらは、一時期８番委員が斡旋して、今回も本人が斡旋しており、

地権者は辺土名の方ですが、ちゃんとやっておりますので一つ皆さんの質疑をよろし

くお願いします。以上です。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：休憩を取ります。

～休憩～

～再開～

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第２号、整理番号２から４について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第２号、整理番号２から４については、原案のとおり決定いたしました。

　　　　続いて議案第３号、整理番号１、現況証明願の許可決定について事務局より説明をお願いします。

事務局：整理番号１

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺土名▲▲▲▲番地▲

　　　　申請地　奥間島野原▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　田、現況地目　雑種地、面積597㎡

　　　　現況：ゲートボール場、所有者：●●●●

議　長：事務局より説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

１０番：こちらは私の担当なのですが、主事の方からもう一度説明をお願いします。

事務局：整理番号１は、以前一度転用として現況証明を受けたんですよ。運動場として転用したものですから、それをまた改めて現況として証明してほしいという事で、今回雑種地として証明という形で上がってきております。この場所は、●●●●さんがお家を建てようとしている隣の場所なのですが、側の土地を後々分筆して●●さんの土地を住宅地にしたいと言う事での申請でありますので、よろしくお願いします。

議　長：２番委員さんから何か御座いますか。

２　番：この土地は、説明のあった通り奥間区のゲートボール場として使用している一画なのですが、その周辺の土地は田んぼとして優良農地だったのですが、安波ダムを造る時のダンプ道路がございましたよね、そこの残土をこちらに埋めて着土してそれ以後は、もう農地としては使えない様な状況で荒地になっていたものですから、今から約２０年程前に、グランドゴルフ場にしようと言う事で運動場という事で転用許可　　　　を頂いて今に至っている状況です。今現在、老人クラブの方が毎日一生懸命練習をしている場所であります。農地としては、今の所使える状況ではございません。３５年程前から農地としては使われていない状況でございます。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第３号、整理番号１について、原案のとおり賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第３号、整理番号１については、原案のとおり決定い

たしました。

続いて、議案第4号、整理番号１から４非農地証明願の許可決定について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号１

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺野喜▲▲▲番地

　　　　申請地　辺野喜辺奈原▲▲▲

　　　　台帳地目　畑、面積339㎡、所有者：●●●●

整理番号２

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺野喜▲▲▲番地

　　　　申請地　辺野喜穴井原▲▲▲▲

　　　　台帳地目　畑、面積97㎡、所有者：●●●●

整理番号３

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺野喜▲▲▲番地

　　　　申請地　辺野喜穴井原▲▲▲

　　　　台帳地目　畑、面積191㎡、所有者：●●●●

整理番号４

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺野喜▲▲▲番地

　　　　申請地　辺野喜漢抜原▲▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　畑、面積302㎡、所有者：●●●●

議　長：事務局より説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

議　長：休憩を取ります。

～休憩～

～再開～

議　長：４号議案につきまして、質疑等はございませんか。

８　番：整理番号１は、今現在住んでいる住宅のすぐ隣ですね、●●さんの説明によるともう３０カ年以上前に果樹を作って住んでいたと言う事で完全に住宅の一部となっていますので、本来の順番であれば転用をしてからですが、３０年以上前に住宅が造られていますので、よろしくお願いします。

　　　　整理番号２は、集落内にありずっと長い間農業をされておらず、原野化して道もありませんので非農地でいいと思っています。

　　　　整理番号３は、整理番号２の近くにあり、こちらもやはり道も無く農地として活用出来る様な場所ではないですね。

　　　　整理番号４は、生コンのすぐ後ろになっています。こちらも原野化しており、農業をするには適さない場所になっていますので、非農地で十分ではないかと思います。よろしくお願いします。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第４号、整理番号１から４について、原案のとおり賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第４号、整理番号１から４については、原案のとおり

決定いたしました。

同じく、議案第4号、整理番号５から８について事務局より説明お願いします。

事務局：整理番号５

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺土名▲▲▲番地

　　　　申請地　辺土名辺土名原▲▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　田、面積4,021㎡、所有者：●●●●

整理番号６

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺土名▲▲▲番地

　　　　申請地　辺土名辺土名原▲▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　畑、面積1,499㎡、所有者：●●●●

整理番号７

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺土名▲▲▲番地

　　　　申請地　辺土名辺土名原▲▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　畑、面積757㎡、所有者：●●●●

整理番号８

　　　　申請者　●●●●　国頭村字辺土名▲▲▲番地

　　　　申請地　辺土名辺土名原▲▲▲▲―▲

　　　　台帳地目　畑、面積72㎡、所有者：●●●●

議　長：事務局より説明が終わりましたが、質疑等はございませんか。

１　番：担当から説明いたします。１２月１８日に事務局職員と一緒に現地確認へ行きました。

　　　先ほど総会前に全員で現地確認へ行った場所であります。そこで、我が国頭村の非農地

証明判断基準（案）というのを前回可決した訳ですけれども、この判断基準においてこ

の地域に当てはめると、非農地と判断された農地に周囲を囲まれており、所謂営農計画

が困難とする場所と言う事で判断基準では、Ｂ分類に分類されそこの中に該当される部

分が結構含まれております。話を聞いてみますと、売買の計画もされているという事な

のですが、またこの真ん中の土地が●●さんの土地ではなく●●さんの土地となっています。そう言う事でここはどの様な開発になっていくかはわかりませんが、ここら辺に売買をして辺土名のアパートを建てて活性化出来れば非常にいいのではないかと今の現状を考えた場合にはそう言う風に担当としては思っておりますので、皆さんの判断をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議　長：他に御座いませんか。

８　番：１番委員の意見に賛成します。

議　長：他に御座いませんか。

議　長：質疑等がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第４号、整理番号５から８について、原案のとおり賛成の方は挙手お願いします。

委　員：　（全員挙手）

議　長：全員賛成でありますので、議案第４号、整理番号５から８については、原案のとおり

決定いたしました。

続いて、農地法第18条第6項の規定による解約申し入れについて事務局より報告お願いします。

事務局：現在耕作進行中の農家が個人契約していたものを会社名義に変更するための解約であ

ります。詳細については議案第１号整理番号６，７の説明したとおりであります。

議　長：質疑等はございませんか。

委　員：　（「質疑なし進行」の声あり）

議　長：これをもちまして平成２７年、第１２回定例総会を閉会いたします。

おつかれ様でした。

閉会　　　１５時　　５７分

　　　　　　会　　　　　長　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●● ●●●　　　　　　印

　　　　　　議事録署名委員　　●●●　●●●　　　　　　印